

山形県環境影響評価審査会の傍聴を希望される方へ

本会議の傍聴を希望する方は、次に定める事項に従って傍聴してください。

【お問い合わせ先】

山形県庁環境エネルギー一部みどり自然課 環境影響評価担当

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号：023-630-2206

ファックス番号：023-625-7991

1 傍聴の可否

山形県環境影響評価審査会の会議は、下記に該当する場合を除き、原則として傍聴することができますが、審査会が開催当日非公開とする決定をした事項について、傍聴できない場合があります。

<会議の全部非公開又は一部非公開となる場合>

- (1) 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、貴重な動植物の生息又は生育場所が特定され、密猟・盗掘・乱獲等を招く恐れがあると認められる場合。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合。

2 傍聴定員

傍聴席は、一般席及び報道関係者席となります。

一般席の定員は10名で、定員を上回った場合は抽選により決定します。

ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴を希望する方は、開会予定時刻の20分前までに受付で住所、氏名を記入してください。係員が入室の案内をするまでお待ちください。
- (2) 開会予定時刻の20分前の時点で、傍聴希望者が定員を超えた場合、抽選を行います。
- (3) 開会予定時刻の20分前以降にお越しの方については、定員まで余裕がある場合に限り、先着順に受付を行います。受付後は、係員が入室の案内をするまでお待ちください。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が「5 傍聴にあたり守っていただく事項」に違反した場合は、山形県環境影響評価審査会長が制止します。命令に従わない場合は退場していただきます。

5 傍聴にあたり守っていただく事項

(1) 傍聴席では、以下の事項を守って、議事の妨害とならないよう静かに傍聴してください。

ア 静粛にすること

イ 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと

ウ 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること

エ 飲食又は喫煙をしないこと

オ その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと

(2) 傍聴席においての、写真・動画等の撮影又は録音等を行わないこと。

ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

6 注意事項

(1) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

ア 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

イ ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

ウ 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

エ 酒気を帯びていると認められる者

オ その他会議を妨害することが明らかであると認められる者